

第9回懇談会における「たたき台の項目（案）（座長メモ）」に対する意見

平成19年10月29日
内閣官房行政改革推進室

はじめに

- ・ この懇談会で行うセンターの制度設計について、センターは来年末までに作ることが法定されており、制度懇において公務員制度全般にわたる結論を得、その法制化を待ってからでは間に合わないため、現行の法律・制度を前提とすることですか。また、いわゆる「わたり」や公務員の給与を一定の年齢から下げる仕組みがないという問題などセンターの制度設計と直接関わるといえない事項については、今の制度では解決が難しいので、政府や制度懇等に提言する。さらに、その提言は報告と同じペーパーにすると混乱をきたすことから、別に作った方がよいと考えるが、各委員に対し確認したい。（田中座長）
- ・ センターの制度設計と直接関わるといえない事項については、報告と別立てで出すという整理の仕方と、専門スタッフ職のことなどこの懇談会でも議論がなされた事項については報告に盛り込む仕方の2通りがあるのではないか。（長谷川委員）
- ・ これまで色々な意見が自由に出ていた中で、たたき台をまとめる段階になって現行の制度・法律が前提となっていると言われても心外。現行の制度を前提にして考えるというのであれば、来年のセンターはそれでよいかもしれないが、来年1月に制度懇の結論が出ると聞いていたため、2008年以降のセンターの制度設計は、それを持って議論されるべきではないか。（金丸委員）
- ・ 制度改革の全体を整合的に一つ一つ行うことができればそれに越したことはないが、センターを作るところから始めて、走らせながら、新たな制度の改正に合わせてその仕組みが見直されていくやり方は実効性があると理解している。また、これまで各委員が法律の枠を越える議論をしたのを止めなかつたのは、委員がどのようなセンターの理想像を描いているか知りたかったし、設置後も関係する制度改革に伴い、改革していくのに役立つからと考えたからである。（田中座長）
- ・ 我々のマンデートは4月の閣議決定、改正国家公務員法、7月の第1回懇談会の官房長官及び大臣の御発言を踏まえて、ということを考えると、現行の制度・法律を前提とするやり方に違和感はない。天下り問題の是正はもちろん大事だが、それとともにこの改革の今日的な意義は、縦割り行政の原因として各省毎の再就職のあっせんが密接に絡んでおり、再就職という出口の改革をグローバルな競争の中で国の競争力を高めるという意味での官の機構改革の突破口としていく意義があり、この「はじめに」のところで強調してほしい。（立花委員）
- ・ 閣議決定から法改正を経て、センター懇と制度懇ができたという経緯を考えれば、

全体の制度設計が分からぬとなかなか退職管理も扱えないという意見は正論ではあるが、一方で、法改正を連続して行うことはなかなかできない上、センターの予算要求をしなければならないので、ある程度現行法を前提にしなければならないというのも確かである。そこで、例えば、支所の設置や早期退職勧奨など、センターの規模にリンクする事項等は大まかな前提を作つて制度設計をすべき。（中野委員）

- ・ 懇談会の前半に各省の幹部等のヒアリングを実施した際、各省からセンターが機能するよう制度設計をしてもらいたい旨の要望があったが、現行の法律・制度を前提として制度を設計するのであれば、機能しないと言わざるを得ないのでないか。
(金丸委員)
- ・ 報告書と（提言の）別冊方式でもいいが、専門スタッフ職など議論した事項については、報告書に前出ししてもよいのではないか。（長谷川委員）
- ・ センターが機能するなど様々な要望があったことは十分理解しているが、現行の法律の下で全て実現することは不可能。（田中座長）
- ・ （センターを機能させるには）色々な制度的な課題があるが、1点だけ挙げるとすると、現行の早期勧奨退職の際に、役所に残るという選択をした者の給与が、時間軸又は役職・責任に応じて下がっていくところ。（金丸委員）
- ・ 各省の関連団体に再就職させることを止めるとか、支所を置かずに地方の自覚を促すなど、法改正を行わなくとも、センターの制度設計のみで十分変わり得る部分はある。ただし、早期勧奨退職や給与制度等の改正をにらんで、見直しができる組織を仕組む必要がある。（中野委員）
- ・ この懇談会が出したセンターについての提案を政府がきちっと実行するかどうか見守る必要があり、センターの運用が開始され、5年後の見直しまで、この懇談会なのか、又は後継組織なのか分からぬが、センターの運営を注視していくことも報告に盛り込んだらどうか。（田中座長）
- ・ センターを通した再就職は天下りではないと国会でも繰り返し答弁してきたが、センター設置から3年後の一元化までは各省のあっせんが残るため、この期間がグレーゾーンである。この3年間をどう設計していくかが問題。（渡辺大臣）
- ・ 市場価格にプラスアルファのお土産が乗っているのが天下りであると考えており、国民に批判されていることを考えると、市場価格で再就職していく仕組みであることを報告書の中で強調してもらいたい。（長谷川委員）
- ・ センターのあっせん方法について、人事当局の依頼によりセンターが再就職先を探すやり方は、各省の人事当局の意向が強く残るため、当該人事当局とセンターの関係を透明にする仕組みが考えられないか。（長谷川委員）

3. 再就職支援の対象となる職員の範囲

- ・ センターへの登録について、例えば、40歳とか35歳とか若い者がいてもよい

のではないか。（長谷川委員）

- ・センターが税金で運営されること、世間的に見ると30歳代や40歳代前半くらいであれば選択肢が多くあることを考えると、基本的には勧奨退職者や分限予定者など本人の意思から離れて再就職をせざるを得ない者に限定した方が理解しやすい。（立花委員）
- ・本府省の課長相当職以上のほかに、40歳以上の希望者は登録してもよいというのが今まで出された意見ではなかったか。（田中座長）

4. センターの機能

- ・官から民への再就職支援機能について、地方も含めて民間に再就職させるとなると、能力開発やキャリアコンサルティングなどに相当力を入れなければならぬと考える。その場合は予想以上にコストがかかる懸念もあり、具体的にどうすることをやるのか議論が必要。（中野委員）

5. センターの組織のあり方

- ・自分が懸念すべきことではないが、今の時代に支所まで置くのは世間の理解が得られないのではないか。（中野委員）
- ・支所の設置のあり方については、地方の対象者が多い実情を考慮し、必要最小限のものを置くという前提で整理し、再度議論する。（田中座長）
- ・地方には少なくとも実務をやって相談に乗れたりするような人がいないと難しい。（長谷川委員）
- ・副センター長については、公務員の再就職を民間の人材会社の人だけできるかどうか疑問であり、民間人と公務員でけん制しつつ運営するやり方が組織として均衡が図れる。（中野委員）
- ・金丸委員が常々言っているように、積極的に民間委託を行うこととの関係に配慮しつつ、センターの職員に民間出身者を各省出身者と同数以上とすることを目処に登用することは、最初からは無理であろうが、徐々にそうしていくべき。（田中座長）

- 「わたり」の禁止について、センターの業務と密接関連領域であるため、報告書で言及しないのであれば、制度懇に提言してほしい。また、独立行政法人や行政委託型公益法人への再就職について、総量規制などのルールがあるが、総量規制も密接関連領域として検討はする必要がある。これもセンター懇のミッションとは違うのであれば、例えば、行政減量・効率化有識者会議に提言してもらいたい。（渡辺大臣）